



2025 年 8 月 7 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 モ デ リ ス
代 表 者 代 表 取 締 役 C E O 森 田 晴 彦
(コード：4883、東証グロース)
問 合 せ 先 執 行 役 員 中 島 陽 介
(TEL. 03-6231-0456)

**第三者割当による第 17 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び第 1 回無担保社債（私募債）並びに
新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ**

当社は、2025 年 8 月 7 日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会において、EVO FUND（以下「割当予定先」又は「EVO FUND」といいます。）を割当予定先とする第 17 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）及び第 1 回無担保社債（以下「本社債」といいます。）の発行並びに本新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を EVO FUND との間で締結することを決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします（以下、本新株予約権及び本社債の発行並びに本新株予約権の行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）。

1. 募集の概要

＜本新株予約権の概要＞

(1)	割当日	2025 年 8 月 25 日
(2)	発行新株予約権数	192,000 個
(3)	発行価額	総額 3,072,000 円（新株予約権 1 個あたり 16 円）
(4)	当該発行による 潜在株式数	19,200,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 46 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 19,200,000 株であります。
(5)	調達資金の額	1,733,522,000 円（注）
(6)	行使価額及び 行使価額の修正条件	当初行使価額は、91 円 本新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）に初回の修正がなされ、以後 1 取引日が経過する毎に修正が行われます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。本項に基づく修正が行われる場合、初回の修正では、行使価額は、2025 年 8 月 7 日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。2 回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日を行い、以下「価格算定日」といいます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（終値が存在しない場合、その直前取引日の終値）の 100%

	に相当する金額（以下「修正後行使価額」といいます。）に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。 また、いずれかの価格算定日に本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整されます。 但し、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含みます。）から当該株主確定日等（当日を含みます。）までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。）及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の 2 取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、1 取引日が経過する毎に、本新株予約権の発行要項第 10 項第(1)号に準じて行使価額は修正されます。
(7) 募集又は割当て方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てます。
(8) 権利行使期間	2025 年 8 月 26 日から 2026 年 4 月 27 日までです。
(9) その他	(1) 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。 (2) 当社は、EVO FUND との間で、本買取契約を締結します。本買取契約において、上記(1)の譲渡制限に加え、以下の内容が定められております。また、当社は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、EVO FUND との間で、総数引受契約を締結する予定です。 ※ ロックアップ 当社は、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社（東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号代表取締役社長 ショーン・ローソン）（以下「EJS」といいます。）による事前の書面による承諾を得ることなく（但し、当社が当該承諾について協議を求めた場合には、EJS は当該協議に応じるものとします。）、本買取契約の締結日に始まり、本社債が残存している間において、当社普通株式又は当社普通株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行わず、また当社普通株式の発行又は当社普通株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行わず、さらに当社の指示により行為するいかなる者をして上記の各行為を行わせないものとします。但し、上記の制限は、当社が割当予定先又はその関係会社を相手方として上記各行為を行う場合、当社普通株式の株式分割により当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、当社が当社普通株式の無償割当を行う場合、会社法第 194 条第 3 項に基づく自己株式の売渡し、当社が譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の普通株式を発行若しくは交付する場合、当社のストックオプション制度に基づき当社の新株予約権若しくは当社普通株式を発行若しくは交付する場合、本新株予約権を発行する場合、本新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合及びその他適用法令により必要となる場合については適用されません。

	※先買権 当社は、本買取契約の締結日に始まり、本社債が残存している間において、株式、新株予約権又は新株予約権付社債等（以下「本追加新株式等」といいます。）を発行又は交付（以下「本追加新株式発行等」といいます。）しようとする場合には、EJS による事前の書面による承諾を得た場合を除き、次の各号を遵守しなければならないものとします。 ① 当社は EJS に対し、追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の 3 週間前までに、その予定に係る主要な条件・内容（本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受契約の条件、引受予定先の名称・所在地を含みますが、これに限られません。以下同じです。）を記載した書面（以下「本通知書」といいます。）を交付しなければなりません。 ② 割当予定先は、EJS が本通知書を受領した後 1 週間以内に、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面（以下「応諾通知」といいます。）を当社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引受けることができます。 ③ 当社は、上記②に従い応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い、本通知書に記載された引受予定先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができます。 ④ 当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとします。 上記の定めは、次の場合には適用されないものとします。 ① ストックオプション目的により、当社の役職員又はコンサルタント若しくはアドバイザーに対して、新株予約権を付与し、又は当社普通株式を発行若しくは交付（上記ストックオプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除きます。）する場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、かつその発行規模が発行済株式総数の 5 %未満の場合（本買取契約の締結日における株式数を基準に判断されます。） ② 当社が適用法令に従い開示した書類に記載された既発行の株式（種類株式等で当社普通株式への転換請求権等を付与されているものを含みます。）、新株予約権又は新株予約権付社債等の行使又は転換の場合において、当該行使又は転換が当該書類に記載された条件から変更又は修正されずに、当該条件に従って行われるとき ③ 上記の他、当社と EJS が、別途先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき また、当社が本条項に違反した場合には、当社は EJS 又は EJS が指定する者に対して直ちに違約金を支払わなければなりません。
--	---

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

2. 募集の目的及び理由

当社グループは、2016年の設立以来、*Every life deserves attention*（すべての命に、光を）という経営理念の元に、これまで開発が行われてこなかった希少疾患に対する治療薬を、エピゲノム編集あるいは遺伝子制御技術である CRISPR-GNDM®（注1）プラットフォームを用いて開発することを目的として事業を行っております。当社の CRISPR-GNDM®技術は、ゲノム編集技術として発明されたノーベル賞技術である CRISPR（注2）に基づいており、一方でDNAの二重鎖切断を伴わない安全な方法で治療を行う利点があります。当社はこれに他社に先駆け 2016 年から取り組み、かつ現在も先頭グループの1社として開発を続けております。当社の CRISPR-GNDM®による治療薬候補品は、マウスやサルでも既に有効性及び安全性が検証され、臨床試験に向けて開発が進んでおります。

当社グループは日本に本社を置いておりますが、研究開発は米国マサチューセッツ州ウォルサム市の 1,100m² を越える自社研究開発拠点で行われており、グループ全体で 15 名（うち米国 11 名）の体制で研究開発をおこなっております。

当社は、先天性筋ジストロフィー1A（LAMA2-CMD あるいは MDC1A）に対する治療薬候補である MDL-101 をリードプログラムとして戦略の中心におきながら開発を行っておりますが、その他の筋疾患プログラムとして、デュシェンヌ型筋ジストロフィー（DMD）治療薬の MDL-201、筋強直性ジストロフィー（DM1）治療薬の MDL-202、また顔面肩甲上腕型筋ジストロフィー（FSHD）治療薬の MDL-103 など複数の開発候補品を有しております。これらは同じプラットフォーム技術の上に、さらに共通のコンポーネントを使っておりますので、MDL-101 の開発によって、技術上のハードル及び製造上のハードル、また薬事的なハードルをクリアした場合には、その信用と実績を以て、その他の筋疾患プログラムについても開発がさらに進展する可能性があると考えております。また、上記の治療薬候補及び開発候補品以外にも、拡張性心筋症（DCM）を対象とした MDL-105、中枢神経（CNS）疾患領域においてはアルツハイマー病を含むタウオパチーを対象とした MDL-104、エンジェルマン症候群向けの MDL-205、ドラベ症候群向けの MDL-207 などの開発候補品を有しております。

一般的に CNS を対象とする治療薬の場合には、血液脳関門（Blood-brain barrier : BBB）が、薬剤送達の障害となることから、リスクがありながらも頭蓋内（ICM）や脳室内（ICV）あるいは髄腔内（IT）注射によって直接髄液内に投与する必要性がありました。一方で、近年この領域では遺伝子送達技術の進歩が目覚ましく、当社も JCR ファーマ社の JUST-AAV 技術や GenixCure 社の新型キャプシド技術などの BBB 透過キャプシド技術と当社の CRISPR-GNDM®ペイロード（注3）の組み合わせ領域において提携を行い、CNS への高効率な送達に取り組んでおります。これにより、当社の MDL-104、205、207 などの CNS 領域に向けたパイプラインに使われる当社のペイロード（薬効本体）が、改良型 AAV などの優れた送達技術と組み合わせられることによって、より強力な次世代開発候補品を生み出すことができると考えており、当社はそうした新技術へのアクセスに取り組んでおります。

筋肉に対する標的能を高めたキャプシドも、近年業界において目覚ましい進歩を遂げた領域の1つで、2025 年 7 月 7 日付「モダリス、ブロード研より筋肉指向性 AAV キャプシドのライセンス取得に関するお知らせ」に記載したとおり、ブロード研究所の MYOAAV キャプシドを含め、筋肉への標的能を高め、一方で肝臓など高用量では毒性の懸念を生じる他の臓器への送達比率を低減した筋特異的キャプシドが開発されております。こうした新型の送達技術と、当社の CRISPR-GNDM®ペイロードを組み合わせることにより、より優れた薬効や毒性の低減が実現できることとなります。実際に当社が行った試験では数倍から数十倍の標的能の向上が確認できており、2024 年 5 月 7 日付「MDL-101 の前臨床データに係る論文掲載に関するお知らせ」に記載した論文などに報告されております。

当社のリードプログラムである MDL-101 は上述の MYOAAV に換装した次世代型に切り替えて開発を行っており、当社はこの改良型のデータを論文として報告するとともに、2023 年 6 月に米国 FDA（注 4）と PreIND ミーティング（注 5）を行い、前臨床試験計画と、臨床試験プランを当局と確認するにいたっております。現在、当社はそこで確認された内容に従って治験開始のための要件である治験薬製造と GLP 毒性試験に向けて準備を行っております。なお、2025 年 6 月 27 日付「MDL-101 の IND ファイリングの見通しに関するお知らせ」に記載したとおり、現状では IND ファイリングの見通しは 2026 年となっております。

さらに、本プレスリリースと同時に公表した 2025 年 12 月期第 2 四半期の決算短信に記載したとおり、当社は、DMD をターゲットとした MDL-201 の動物モデル試験において、ベンチマーク薬剤に対して良好な薬効データを取得できていることから、MDL-201 の開発を本格化させる準備を進めております。MDL-101 における前臨床データ、製造技術、及び開発経験を生かしながら、より対象患者数が比較的大きい DMD に向けて開発を行うことは、パイプライン価値の増大を通じた企業価値の拡大に繋がると当社は考えます。

また、当社の顔面肩甲骨腕型筋ジストロフィー（Facioscapulohumeral muscular dystrophy: FSHD）に向けた開発品目である MDL-103 に対しては、2025 年 5 月 13 日付「世界最大級のコンペティション XPRIZE Healthspan の FSHD Bonus Prize のファイナリストに選出、25 万ドルの賞金獲得に関するお知らせ」及び同年 6 月 9 日付「SOLVE FSHD と株式会社モダリス 革新的な顔面肩甲骨腕型筋ジストロフィー治療薬の開発に関する戦略的提携発表のお知らせ～CRISPR-GNDM 技術を活用した MDL-103 の開発に向け資金提供～」に記載したとおり、xPrize（注 6）及び SolveFSHD（注 7）から助成金を獲得しております。これは、当社の優れた技術と開発戦略が外部機関に認められた結果であると考えております。

こうした成果を収めつつあるパイプラインの開発を継続・推進するためには、多額の開発資金が必要となります。かかる開発資金の調達方法としては、増資による方法の他にパートナーリングによって、開発資金を一部あるいは全部負担して貰える企業を探すことが考えられ、当社も継続的に複数の製薬企業との交渉をしておりますが、全世界的にバイオテック企業を取り巻く資金環境が低迷している現状においては、パートナーリングの実現度は不透明と言わざるを得ません。また、パートナーリングの交渉の成否は交渉先の状況に依存するため、当社が成約の時期や規模をコントロールすることができず、かかる観点からも将来的な資金調達には不確実性が伴います。これらに鑑みると、当社グループとしては、不確実なパートナーリングによる資金調達に依存することなく、自社単独で資金調達を行った上で開発を進め、研究開発を継続させることが、当社グループの事業価値向上に繋がると考えました。そこで、増資による資金調達の検討を進め、複数の調達方法を評価した結果、EVO FUND を割当予定先とする本社債及び本新株予約権の発行を決定いたしました。

今回資金調達を行う主な目的として、以下の 2 点が挙げられます。

① MDL-101 等の自社パイプラインの研究開発の推進

当社グループは、本社債及び本新株予約権の発行により調達した資金を、これまでの MDL-101 を中心とした開発に加えて、他の筋疾患領域を含めた自社パイプラインに関して必要となる研究開発資金に充当する予定です。具体的には、MDL-101 の IND（注 8）に必要な資金の確保を最優先としながらも、MDL-201 や MDL-103 などその他の筋疾患領域への研究開発資金への割り当てを行う計画です。

MDL-101 の次のバリュ・インフレクション・ポイント（価値変曲点）は、臨床入り、次いで臨床試験におけるクリニカル PoC（proof-of-concept）になりますが、これらに到達するためには、外注費や人件費などを含め、今後約 20～40 億円の開発資金が必要になります。具体的には、治験申請を行うために必要となる治験薬製造（GMP 製造）費用、GLP 毒性試験費用、臨床試験立ち上げ費用及び PoC を取るまでの期間（2027 年を想定）の臨床試験費用などが含まれます。MDL-101 の開発は昨年から大きな進捗をしておりますが、2025 年 6 月 27 日付「MDL-101 の IND ファイリングの見通しに関するお知らせ」に記載のと

おり、外部委託機関の変更及び一部の試験に必要な資材の供給に時間を要した結果、開発スケジュールの見直しを行っております。結果、昨年開示の時点からは一部追加のコストが発生しております。なお、費用は米国ドルでかかる関係上為替レートの影響を受けること、臨床 PoC は何例目で実現するかによって時間もコストも大きく変動することなど、コスト変動要因があることから一定の幅を持って必要資金を算出しております。

また、上述の通り MDL-201 や MDL-103 についても、大幅な開発成果や外部との提携が進んだ結果、これらのパイプラインに一定のリソースを投入し、開発を進捗させることに大きなパイプライン価値増大の機会が生じております。これらのパイプラインはいずれも、今後マウスやサルなどを用いた動物試験を実施し、パイロット安全性試験を行うことで、パイプラインを進捗させ、臨床に向けた開発を進めるとともに、パートナーリングの可能性を広げること、あるいは条件を良くすることに繋がると考えております。そのため、MDL-101 の研究開発資金への充当を最優先しつつ、MDL-201 や MDL-103 などその他の筋疾患領域への研究開発資金にも本社債及び本新株予約権の発行により調達した資金を充当する予定です。

なお、パートナーリングなどによって上記の資金需要に変化が生じた場合には新たな資金の充当先につき速やかに開示いたします。

② 研究開発を推進する研究員の適切な維持と新規獲得

上記①に係る人的リソース確保のための人件費が必要になる点に加えて、開発のステージが上がることで、既存人材の維持と共に、治験担当及び薬事等といった IND 及びそれ以降の臨床に向けた新たな人材の採用が必要になることが想定されることから、当社グループは、本社債及び本新株予約権の発行により調達した資金を、これらの既存の人件費及び新規採用に係る費用にも充当いたします。なお、研究開発部門の人件費には、既存及び新規採用予定の従業員への給与及び外部アドバイザーへのアドバイザーフィー等が含まれます。

今回資金調達を行う主な目的は上記のとおりですが、これらに加えて、当社グループは2025年6月30日現在で3,261百万円の現金及び預金を保有しているものの、2025年12月期第2四半期累計期間の営業損失は1,031百万円となっており、MDL-101のINDに向けたGLP（注9）基準で必要となる各種試験等やGMP（注10）基準での治験薬製造等を開始する現段階において資金調達を行って財務基盤を強化することで、今後の当社グループの安定的な事業運営を図ることも可能になると考えております。

以上のとおり、当社グループの今後の事業展開と中期的な視野に立った成長投資資金を調達するための資金調達方法について、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（2）資金調達方法の選択理由」に記載した内容に基づき検討を行った結果、財務基盤の強化に資するエクイティ性のファイナンスによる資金調達が適切であると判断し、本資金調達を実施することにしました。

上述のとおり、当社グループは、本社債及び本新株予約権により調達した資金の大部分を、①今後新規に開始されるプロジェクトを含めた自社パイプラインの研究開発の推進及び、②研究開発を推進する研究員の適切な確保のための費用に充当する予定です。また、本社債が残存している間に本新株予約権の行使がなされた場合には、本社債の繰上償還に充当されます。当社グループは、本資金調達により資本増強を図るとともに、本社債及び本新株予約権の発行により調達した資金を上記の成長投資のための資金等に充当することで、これまで進めてきた研究開発の歩みを止めることなく、当社独自の CRISPR-GNDM®技術を使った MDL-101 の IND を実現させるという重要なイベントを達成することで、新薬の販売承認に向けた研究開発のステージを上げることができると考えております。また、MDL-101 の IND を得て臨床試験が開始されることに加えて、MDL-201 や MDL-103 などその他の筋疾患領域の研究開発を進めることで、当社の事業の価値がさらに大きく向上すると同時に、これまで治療薬のなかった希少疾患・遺伝子疾患の患者様に対して、

世界初の CRISPR-GNDM®技術を使った新薬をお届けすることの実現性が大きく前進し、*Every life deserves attention*（すべての命に、光を）という当社の経営理念が実行できるものと強く考えております。

- (注1) CRISPR-GNDM®とは、Guide Nucleotide-Directed Modulation の略称であり、CRISPR/Cas9 のコア分子である Cas9 という CRISPR 酵素を基に遺伝子を選択的に制御することを可能にした、当社グループが開発した独自の創薬プラットフォームシステムです。
- (注2) CRISPR/Cas9 とは、ZFN、TALEN に続く第三世代かつ最新のゲノム編集技術で、これにより DNA をゲノム上の特定の場所で切断することが可能になり、遺伝子疾患などをターゲットとした医薬品のみならず、品種改良など幅広い領域で利用可能となりました。
- (注3) ペイロードとは薬効の本体で、これを単独あるいは送達技術と組み合わせて使用することで目的臓器において薬効を実現します。
- (注4) FDA とは、アメリカ食品医薬品局 (Food and Drug Administration) の略称であり、食品や医薬品等を取り締まる米国の政府機関です。
- (注5) Pre-IND とは、IND を FDA に申請することです。
- (注6) XPRIZE は、宇宙開発、AI、ロボット工学など、さまざまな最先端分野で技術革新を促進するための国際的コンペを企画・運営してきた団体です。これまでも、民間宇宙飛行や自動運転技術など、社会を大きく変えるテクノロジーを世に送り出してきました。XPRIZE は「優勝賞金」を設定しつつ、参加チームが目標を達成するための支援やネットワークを提供することで、世界的なイノベーションの活性化を目指している点が大きな特徴です。(www.xprize.org)
- (注7) SOLVE FSHD は、顔面肩甲上腕型筋ジストロフィー (FSHD) の治療法開発を加速させることを目的に設立されたベンチャー・フィランソロピー組織です。革新的な研究を支援し、医療イノベーションを通じて、FSHD に対する有効な治療法の実現を目指しております。本組織はアパレルブランド「ルルレモン」の創業者として広く知られ、アークテリクス、サロモン、ウィルソン・スポーツなどの有名ブランドを傘下に持つアメ・スポーツの一部オーナーでもあるカナダの著名な起業家・慈善家のチップ・ウィルソン氏によって設立されました。ウィルソン氏は、FSHD の治療法を 2027 年までに開発するという SOLVE FSHD の使命を支援すべく、同組織への資金として総額 1 億ドルを拠出しております。SOLVE FSHD の目標は、筋肉の変性を止め、筋肉の再生と強度を高め、FSHD と共に生きる人々の生活の質を向上させる治療法の実現を目標としております。詳細は、公式ウェブサイトをご覧ください。(www.solvefshd.com/)
- (注8) IND とは、Investigational New Drug Application の略称であり、米国における新薬候補臨床試験の開始届で承認を得ることです。この承認がなければ臨床試験は実施できず、医薬品開発の非常に重要なステップになります。
- (注9) GLP とは、Good Laboratory Practice の略称であり、医薬品の非臨床試験の安全性に関する信頼性を担保するための基準です。
- (注10) GMP とは、Good Manufacturing Practice の略称であり、施設場所の設備・機器、組織・職員、検査・手順・結果等が、安全かつ適切であることを保証する医薬品の製造品質管理基準です。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

本スキームは、本新株予約権の発行と並行して、割当予定先に対して本社債を発行することで、本新株予約権の行使を待たずに当社が一定の資金を調達し、本新株予約権の行使による払込代金により、資本調達及び社

債の償還を行う仕組みとなっております。本新株予約権及び本社債の概要は以下のとおりです。

<本新株予約権>

当社は、本新株予約権について、割当予定先であるEVO FUNDとの間で、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

① 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がなされ、以後1取引日が経過する毎に修正が行われます。行使価額の修正が行われる場合、初回の修正では、行使価額は、2025年8月7日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、修正後行使価額に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。また、いずれかの価格算定日に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整されます。行使価額修正条項付新株予約権に係る行使価額の修正は、発行会社の普通株式の普通取引の終値からディスカウントされることが一般的ですが、本新株予約権においては、ディスカウントが行われない設計となっております。ディスカウントがなされない設計により、市場株価から乖離が少ない価額での行使がなされることになるため、本新株予約権は、既存株主の皆様への影響をできる限り少なくし、既存株主の利益にもできる限り配慮された設計となっております。また、本新株予約権においては、上記のとおりディスカウントがなされないことから、その行使により調達できる額がより大きくなることが期待されます。

下限行使価額は、当初46円としますが、本新株予約権の発行要項第11項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、同種の資金調達案件との比較検討に加え、資金調達の蓋然性を高めるために、割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

② 制限超過行使の禁止

本買取契約には以下の内容が含まれます。

- (a) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行わないこと。
- (b) 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (c) 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。
- (d) 上記(c)に従い本新株予約権が譲渡された場合、当社は当該譲渡先との間でも上記(a)乃至(c)と同様の内容を約し、当該譲渡先がさらに他の第三者に譲渡する場合も同様の内容を約するものとする。

<本社債>

また、当社は、本新株予約権の発行日の2営業日後に割当予定先であるEVO FUNDに対して、以下「本社債の概要」記載の内容にて発行価額総額最大500,000,000円の社債（本社債）を発行することを予定しております。本新株予約権の行使による払込金額は、本社債の未償還額が残存する限り、本社債の償還に用いられる見込みです。本新株予約権は、将来の当社普通株式の株価の動向次第では行使がされない場合もありますが、本社債の発行により、本新株予約権の行使を待たずに一定の金額の資金調達が本社債の発行時に可能となり、特に前臨床試験等で大型の費用が発生する期間の当社の手元資金の流動性の厚みも増すことに加え、

利率が0.0%であることなどから、本新株予約権の発行日の2営業日後に本社債を発行することを決議いたしました。

<本社債の概要>

1.	名称	株式会社モダリス第1回無担保普通社債
2.	社債の総額	金500,000,000円から、2025年8月25日に発行を予定している本新株予約権の全部又は一部が2025年8月26日に行使された場合、当該行使に際して出資された金銭の合計額に相当する金額を控除（但し、12,500,000円毎での控除とし、12,500,000円に満たない額は控除の対象としない。）した金額
3.	各社債の金額	金12,500,000円の1種
4.	払込期日	2025年8月27日
5.	償還期日	2026年4月27日
6.	利率	年率0.0%
7.	発行価額	額面100円につき金100円
8.	償還価額	額面100円につき金100円
9.	償還方法	満期一括償還 (1) 当社は、繰上償還を希望する日（以下「繰上償還日」といいます。）の5取引日前までに社債権者に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができます。 (2) 2025年8月27日（当日を含みます。）以降、当社普通株式の取引所における普通取引の終値が基準金額（以下に定義します。）以下となった場合、社債権者は、当該日以降いつでも、繰上償還日の10取引日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。 「基準金額」は46円とします。但し、当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合その他当社の発行済普通株式数の変更が生じる事由の発生により、当該取引日における基準金額の調整を必要とするときには、当社は基準金額について必要な調整を行います。 (3) 当社は、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行う場合、デット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式の発行又は当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行う場合、社債権者は、繰上償還日の10取引日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。 (4) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限ります。）、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌取引日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還します。 (5) 当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌取引日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還します。

		(6) 当社において、50%を超える議決権を単独で若しくは共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定するものを意味します。）とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌取引日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還します。 (7) 当社において、当社普通株式の一部又は全てを全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当該種類株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義されます。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、本社債の債権者は、その選択により、当社に対して、償還を希望する日の11取引日前に事前通知を行ったうえで、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還します。 (8) 本新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本新株予約権の発行日以降の累計額から(i)当該時点において当社が本号に基づき繰上償還した本社債の額面額の累計額及び(ii)上記「2. 社債の総額」に基づき金12,500,000円から控除された金額の合計額を控除した額が、各社債の金額(12,500,000円)の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、本新株予約権の行使に伴い当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の3営業日後の日（当日を含みます。）又は当社と社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還します。
10.	総額引受人	EVO FUND
11.	資金使途	MDL-101等の自社パイプラインの研究開発費

（2）資金調達方法の選択理由

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した資金使途の目的に適う資金調達の方法を検討していましたが、2025年6月にEJSに相談したところ、同社から、本新株予約権及び本社債の発行による資金調達手法である本スキームの提案を2025年7月に受けました。割当予定先であるEVO FUNDは、これまで当社が発行した新株予約権及び無担保転換社債型新株予約権付社債を引き受け、当社の資金調達に貢献した実績があります。同社より提案を受けた本スキームは、本社債によって早期に必要な資金の調達が一部確約されていることに加え、本新株予約権により手元で必要な資金を高い蓋然性をもって調達できる一方で、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができると考えております。また、本社債及び本新株予約権を組み合わせることにより、全体として、当社の当面の資金需要を満たす資金を相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっているため、当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。また、当社は、下記「（3）本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに下記「（4）他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、下記「6. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、希薄化による既存株主への影響を考慮した上で、これらの検討結果として、本スキームが下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に必要な資金を、一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本スキームを採用することを決定しました。

本スキームは、修正日に行使価額が修正（1取引日毎に直前取引日終値の100%に相当する金額に修正）されるMSワラント及び無担保社債の組み合わせですが、本新株予約権には下限行使価額が設定されております。また、割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があり、本新株予約権の行使及び普通株式の売却を繰り返して調達を進めていくことが想定され、株価に下落圧力がかかる可能性がございますが、かかる手法は一般的なものであり、調達は促進され、また、市場での当社普通株式の流通を高めることに寄与すると判断しており

ます。当社の状況を鑑みると、資金調達には必要不可欠なものであるため、調達を実施しないことによる資金不足となるリスクを最も避けるべきであり、調達した資金を下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当する事で、中長期的には既存株主の皆様利益に資するものであるものと考えております。

また、当社は、当社株式の現在の流動性を踏まえ、本新株予約権の行使期間を比較的短期に設定したとしても本新株予約権全てが行使される可能性が高いと考え、当社及び割当予定先の間で協議の上、本新株予約権の行使期間を2025年8月26日から2026年4月27日までとすることとしております。

（3）本スキームの特徴

本スキームによる資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

〔メリット〕

① 即座の資金調達

本社債の発行により、当社は本社債の払込期日において、当座必要な手元資金の確保が可能となります。また、本社債は無担保であり、当社は下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の計画に応じて、当該資金を自由に用いることができます。

② 資金調達コストの削減

本新株予約権と本社債の発行を一度に行うことで、それぞれ個別に複数回の決議・発行の手続きを経るよりも、調達に係るコストを削減する事が可能となります。

③ 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は合計19,200,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

④ ディスカウントなしでの株式発行

通常、行使価額修正条項付の新株予約権の場合、基準となる株価から、8～10%程度のディスカウントがなされた上で株式の交付が行われます。これに対し、本新株予約権は、修正日に、価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額である修正後行使価額に修正されます。そのため、基準となる株価からのディスカウントがなく、株価からの乖離をなくすことにより、ディスカウントがなされた場合に比べ株価への影響も軽減され、既存株主の皆様に配慮した設計となっております。

⑤ 株価への影響の軽減

本新株予約権においては下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、更なる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。

⑥ 株価上昇時の調達額増額

本新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

⑦ 株価上昇時の行使促進効果

本新株予約権の行使により発行を予定している19,200,000株について、行使期間中に株価が大きく上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

⑧ 本買取契約上の本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡に際し、当社取締役会の決議における当社の事前の書面による承認を要します。そのため、当社の事前の書面による承認がない限り、割当予定先から第三者へ本新株予約権が譲渡されることはありません。

〔デメリット〕

① 当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる

株式数を乗じた金額の資金調達が行われます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

② 株価下落・低迷時に行使が進まない可能性

本新株予約権には下限行使価額が設定されているため、株価水準によっては本新株予約権の行使がなされない可能性があります。

③ 資金調達額の減少

本新株予約権は、株価の下落局面ではその行使価額も下方に修正されるため、下方修正後に行使が行われた場合、資金調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

④ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性（本スキーム設計上の下落リスク）

割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権の行使により取得した株式を市場で売却する可能性があります。そのため、かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

⑤ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式であり、割当予定先のみに対する発行であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

⑥ エクイティ性証券の発行の制限

当社は、原則として、EJSによる事前の書面による承諾を得ることなく、本新株予約権が残存している間において、エクイティ性証券の発行等ができないこととされているため、将来的な資金調達方法について制限を受けることとなります。

（４）他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

（a）公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかともその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは本スキームの方がメリットが大きいと考えております。さらに、現時点での当社の業績動向や財務状況等に照らした場合には、当社普通株式の引受けを行ってくれる証券会社を見つけることは困難と考えられ、実際にもかかる提案を証券会社からは受けておりません。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

（b）株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

（c）新株式の第三者割当増資

第三者割当増資による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の１株あたり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、現時点では適当な割当先が存在しません。

（d）包括的新株発行プログラム（“STEP”）

新株の発行を段階的に行うことにより資金を調達できるという意味では、本資金調達と類似しておりますが、STEPにおいては、価額決定日において当社に未公表の重要事実がある場合には決議ができないこ

と等の柔軟性に欠ける点があります。一方で、本資金調達には割当予定先の裁量により新株予約権が行使されるため、かかる論点がなく、積極的に、業務提携等の重要事実の検討・推進をすることができます。

② 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間に於いて経常赤字を計上しており、取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。以上から、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 借入れ・社債のみによる資金調達

借入れ・社債のみによる資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性がさらに低下し、今後の資金調達の余地が縮小する可能性があることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。なお、上記「(1)資金調達方法の概要」に記載のとおり、当社は、本新株予約権の行使により調達した資金を本社債への償還金として優先的に充当する予定であることから、本社債の発行手取金は本新株予約権の行使による資金調達までのつなぎ資金の性質を有しております。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

①	払込金額の総額	1,750,272,000 円
	本新株予約権の払込金額の総額	3,072,000 円
	本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	1,747,200,000 円
②	発行諸費用の概算額	16,750,000 円
③	差引手取概算額	1,733,522,000 円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の額を合算した金額であります。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権及び本社債の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信用調査の外部委託費用等の合計額であります。

4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 1,733,522,000 円につきましては、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載の内容を目的として、下記のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① MDL-101 等の自社パイプラインの研究開発費	800	2026 年 1 月～2027 年 8 月
② 運転資金	433	2026 年 1 月～2027 年 8 月
③ 本社債の償還資金	500	2025 年 8 月～2026 年 4 月
合計	1,733	

(注) 当社は、本新株予約権の行使により調達した資金を、まずは上記③に充当する予定です。上記③への充当後、本新株予約権の行使状況又は行使期間における株価推移により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、本新株予約権の行使により調達した資金について、上記①への充当を優先して行う予定であります。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、超過分は上記②に充当する予定であります。

上記各資金使途に係る詳細は以下のとおりです。

① MDL-101 等の自社パイプラインの研究開発費

当社グループは、本社債及び本新株予約権の発行により調達した資金を、これまでの MDL-101 を中心とした開発に加えて、他の筋疾患領域を含めた自社パイプラインに関して必要となる研究開発資金に充当する予定です。具体的には、MDL-101 の IND に必要な資金を最優先しながらも、MDL-201 や MDL-103 などその他の筋疾患領域への研究開発資金の割り当てを行う計画です。このための費用とし

て今回の調達資金の中から合計 1,300 百万円を充当する予定であり、うち 500 百万円は本社債による調達資金により充当する予定です。支出予定期間は、2026 年 1 月から 2027 年 8 月までを予定しております。上記金額の大半は、当社のリードプログラムである MDL-101 の治験申請を行うために必要となる治験薬製造（GMP 製造）費用、GLP 毒性試験費用、臨床試験立ち上げ費用及び PoC を取るまでの期間（2027 年を想定）の臨床試験費用として、第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 14 回及び第 15 回新株予約権で調達した資金（調達額 2,424 百万円のうち、これまでに充当した金額は 738 百万円）に加えて投下される予定であり、これにより MDL-101 の次のバリュー・インフレクション・ポイント（価値変曲点）である臨床入り、次いで臨床試験におけるクリニカル PoC（proof-of-concept）に到達するのに今後約 20～40 億円（1 US ドル＝145 円換算）と見込まれる開発資金が確保されることになります。具体的には、治験申請を行うために必要となる治験薬製造（GMP 製造）費用、GLP 毒性試験費用、臨床試験立ち上げ費用及び PoC を取るまでの期間（2027 年を想定）の臨床試験費用などが含まれます。開発は昨年から大きな進捗がありますが、この間に 2025 年 6 月 27 日にリリースの通り、外部委託機関の変更及び一部の試験に必要な資材の供給に時間を要した結果、開発スケジュールの見直しを行っております。結果、昨年開示の時点からは一部追加のコストが発生しております。なお、費用は米国ドルでかかる関係上為替レートの影響を受けること、臨床 PoC は何例目で実現するかによって時間もコストも大きく変動することなど、コスト変動要因があることから一定の幅を持って必要資金を算出しております。

これに加えて冒頭でも触れましたように、MDL-201 や MDL-103 についても、大幅な開発成果や外部との提携が進んだ結果、これらのパイプラインに一定のリソースを投入し開発を進捗させることで、MDL-101 で検証された技術の実績を対象患者数のより大きい疾患に適応できる機会が生じ、結果的にパイプライン価値、ひいては企業価値増大の可能性に繋がると当社は考えます。これらのパイプラインはいずれも、今後マウスやサルなどを用いた動物試験を実施し、パイロット安全性試験を行うことで、パイプラインを進捗させ、臨床に向けた開発を進めるとともに、パートナーリングの可能性を広げること、あるいは条件を良くすることに繋がると考えております。そのため、MDL-101 の研究開発資金への充当を最優先しつつ、MDL-201 や MDL-103 などその他の筋疾患領域への研究開発資金にも本社債及び本新株予約権の発行により調達した資金を充当する予定です。

なお、今回調達した資金に先立って調達した資金がある場合で、重複した目的があるものについては、先だって調達した資金を優先的に充当する予定です。

② 運転資金

当社は、自社パイプライン等の開発の先行投資段階にあるため赤字の計上が継続しており、また、今後にかかる状態が継続することが見込まれます。そのため、2025 年 12 月期以降の運転資金（人件費、支払い報酬、旅費交通費、地代家賃等）の一部を今回の調達資金から充当する予定です。具体的には、2026 年 1 月から 2027 年 8 月にかけて 433 百万円を充当する予定です。

③ 本社債の償還資金

当社は 2025 年 8 月 7 日発行決議、同年 8 月 27 日発行予定の本社債（発行価額：500 百万円、償還期日：2026 年 4 月 27 日、利率：年率 0.0%、割当先：EVO FUND）、を 2025 年 8 月から 2026 年 4 月の間に、本新株予約権が行使された都度、繰上償還いたします。なお、本社債による調達資金は、MDL-101 等の自社パイプラインの研究開発費に充当されます。

なお、前回の資金調達における現在までの調達金額及び充当状況は以下のとおりです。

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第14回新株予約権及び第15回新株予約権

具体的な使途	金額 (百万円)	実際の調達 額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出予定時期
① 自社パイプライン（主にMDL-101を対象とした）の研究開発費（人件費を除く）	2,335	2,424	738	2024年9月～2027年8月
② 研究開発を推進する研究員の人件費及び採用費	700	700	266	2024年9月～2027年8月
③ 社債償還資金（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）	38	38	38	2024年8月
合計	3,073	3,162	1,042	

（注）当社は、上記②に関して、現時点までに、主に、米国の研究開発部門の人材への給与、研究員の新規採用（第2回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第14回新株予約権及び第15回新株予約権の払込日から、2025年7月31日時点までに実績1名+計画中1名）、外部アドバイザーへの委託と、それをサポートする管理部門の人件費に充当しております。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達により調達する資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に充当することで、財務状況の安定化と黒字事業の安定的な収益化を実現していく予定です。よって、当該資金使途は、当社の企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、安定した業績の拡大に寄与するものと考えており、本新株予約権による資金調達の資金使途については当社の既存株主の皆様の利益に資する合理性があるものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である茄子評価株式会社（代表者：那須川進一、住所：東京都港区麻布十番一丁目2番7号 ラフィネ麻布十番 701号）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しております。

また、当該算定機関は、当初株価（91円）、株価変動性（日次）（4.13%）、無リスク金利（0.62%）、予定配当率（0.00%）、売却コスト（売却価格のディスカウント）（3.00%）、売却コスト（売却による株価の下落率）（1.50%）、割当予定先の権利行使行動等についての一定の前提を想定して評価を実施しております。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権 1 個の払込金額を当該評価額と同額である 16 円としました。その後の行使価額も、修正日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値の 100%に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、発行決議日の直前取引日終値の 50%に相当する金額（1 円未満切り上げ）としており、類似の新株予約権の発行例と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。

また、当社監査等委員会から、本新株予約権の発行条件は、第三者算定機関が当社と継続した取引関係になく、割当予定先からも独立した立場にあるため、その選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された当該評価額と同額で決定されていること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は 19,200,000 株（議決権数 192,000 個）であり、2025 年 6 月 30 日現在の当社発行済株式総数 76,928,198 株及び議決権数 768,692 個を分母とする希薄化率としては 24.96%（議決権ベースの希薄化率は 24.98%）となります。

そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。しかしながら、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「４．調達する資金の額、用途及び支出予定時期（２）調達する資金の具体的な用途」に記載した各資金使途に充当する予定であり、これは当社の企業価値の向上を実現し、売上及び利益を向上させるとともに、安定した業績の拡大に寄与するものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。また、当社普通株式の過去 6 ヶ月における 1 日あたり平均出来高は 3,594,361 株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数 19,200,000 株を、行使期間 8 ヶ月で行使売却するとした場合の 1 取引日あたりの株数は約 117,791 株（直近 6 ヶ月平均出来高の約 3.3%）となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。したがって本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

７．割当予定先の選定理由等

（１）割当予定先の概要

(a) 名 称	EVO FUND (エボ ファンド)	
(b) 所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
(c) 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(d) 組 成 目 的	投資目的	
(e) 組 成 日	2006 年 12 月	
(f) 出 資 の 総 額	払込資本金：1 米ドル 純資産：約 186 百万米ドル（2025 年 5 月 31 日現在）	
(g) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	議決権：100% Evolution Japan Group Holding Inc. (Evolution Japan Group Holding Inc. の議決権は間接的に 100%マイケル・ラーチが保有)	
(h) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
(i) 国 内 代 理 人 の 概 要	名称	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社
	所在地	東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号

	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ショーン・ローソン
	事業内容	金融商品取引業
	資本金	9 億 9,405 万 8,875 円
(j) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2025 年 8 月 6 日現在におけるものです。

※当社は、EJS により紹介された割当予定先並びに間接にその 100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（住所：東京都港区赤坂 2-16-6、代表者：羽田 寿次）に割当予定先並びに直接及び間接の持分を合算してその 100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2025 年 7 月 16 日、割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、当社の企業価値の向上及び事業の発展のための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。そのような中で、EJS に資金調達方法を 2025 年 6 月より相談した結果、本新株予約権及び本社債による資金調達に関する提案を 2025 年 7 月に受けました。当社内において協議・比較検討した結果、本スキームが、本社債により即座に資金を調達できることに加えて、本新株予約権により、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断いたしました。また、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (3)本スキームの特徴」に記載した本スキームのメリット・デメリットを勘案の上、割当予定先と協議した結果、①既存株主の株式価値希薄化への配慮、②過去に実施した資金調達に関する複数の実績をもつこと、及び③過去の割当予定先を割当先とした当社の資金調達が好調に完了したことから、本スキームによる資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至り、2025 年 7 月頃に、本新株予約権及び本社債の割当予定先として EVO FUND を選定いたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を主たる目的として 2006 年 12 月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。これまでの投資実績として、第三者割当の手法を用いて、割り当てられた新株予約権を行使し、国内上場会社の資金調達に寄与した案件が多数あります。

割当予定先の関連会社である EJS が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EJS は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド (Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム) の 100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員である EJS の斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先である EVO FUND は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を、基本的に市場内で売却しますが、売却時は常にマーケットへの影響を勘案する方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、本新株予約権につき下記の内容を含む本買取契約を締結します。

ア. 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は制限超過行使を行わせないこと。

イ. 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

ウ. 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

エ. 上記ウに従い本新株予約権が譲渡された場合、当社は当該譲渡先との間でも上記ア乃至ウと同様の内容を約し、当該譲渡先がさらに他の第三者に譲渡する場合も同様の内容を約するものとする。

さらに、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要します。また、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先である EVO FUND の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカー及びその他金融機関の2025年6月30日時点における現金・有価証券等の資産から借入れ等の負債を控除した純資産等の残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は十分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

また、割当予定先は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上述のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を割当予定先の純資産残高から控除した上でなお、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金としては十分であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、割当予定先は、株式会社ライフサイエンスイノベーションマネジメントと株券貸借契約を締結する予定です（貸借株数：2,000,000株、貸株期間：2025年8月8日～2026年5月8日、貸株利率：0.0%、担保：無し）。

8. 大株主及び持株比率

株主名	持株比率 (%)
株式会社ライフサイエンスイノベーションマネジメント	6.28
株式会社SBI証券	2.26
楽天証券株式会社	2.19
濡木 理	2.12
松井証券株式会社	0.83
近藤 誠聡	0.78
日本証券金融株式会社	0.78
BNP PARIBAS FINANCIAL MARKETS (常任代理人 BNPパリバ証券株式会社)	0.66
秋本 浩良	0.65
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	0.64

(注) 1. 「持株比率」は、2025年6月30日時点の株主名簿に基づき記載しております。

2. 割当予定先の本新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する方針であるとのことです。したがって、割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、募集後の「大株主及び持株比率」の記載はしていません。

3. 「持株比率」は、発行済株式（自己株式を除きます。）の総数に対する割合を小数点第3位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

本社債及び本新株予約権の発行及び行使により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、中長期的な一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化につながるものと考えております。

なお、同項目に記載のとおり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により決定されます。当社は、実際の行使状況を踏まえてそれぞれの使途毎に支出金額・時期を決めていく方針です。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、取引所の有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
事業収益	40,500	—	—
営業利益又は営業損失（△）	△2,063,194	△2,370,666	△1,337,650
経常利益又は経常損失（△）	△1,995,790	△2,351,788	△1,303,099
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 （△）	△2,702,709	△2,391,821	△1,317,894

1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失（△）（円）	△92.85	△77.24	△28.57
1株当たり配当額（円）	—	—	—
1株当たり純資産額（円）	99.53	40.59	50.81

（単位：千円。特記しているものを除く。）

（2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2025年8月6日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	76,928,898株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	2,259,800株	2.94%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

（注）上記潜在株式数は、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第2－2回新株予約権、第3回新株予約権、第3－2回新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権、第6回新株予約権、第7回新株予約権、第8回新株予約権、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第13回新株予約権及び第16回新株予約権に係る潜在株式数です。

（3）最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
始 値	617円	335円	120円
高 値	622円	351円	203円
安 値	300円	99円	62円
終 値	335円	124円	102円

② 最近6か月間の状況

	2025年 3月	4月	5月	6月	7月	8月
始 値	89円	87円	76円	77円	83円	91円
高 値	93円	88円	86円	119円	103円	93円
安 値	82円	66円	72円	74円	76円	88円
終 値	86円	77円	76円	82円	91円	91円

（注）2025年8月の状況につきましては、2025年8月6日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2025年8月6日
始 値	92円
高 値	93円
安 値	90円
終 値	91円

(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第9回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行

割 当 日	2022年12月6日
発行新株予約権数	58,000個
発行価額	総額10,440,000円（新株予約権1個につき180円）
発行時における 調達予定資金の額 （差引手取概算額）	2,291,440,000円
割 当 先	野村證券株式会社
募集時における 発行済株式数	29,162,500株
当該募集による 潜在株式数	5,800,000株
現時点における 行使状況	行使済個数：23,300個（行使済株式数：2,330,000株）※2023年9月27日付で残存する34,700個について買入消却済
現時点における 調達した資金の額 （差引手取概算額）	657,545,000円
発行時における 当初の資金使途	① AAVの改良に必要な評価・検証試験、ライセンス料、製造関連費用等（500百万円） ② 今後新規に開始されるプロジェクトを含めた自社パイプラインの研究開発費（人件費を除く）（1,391百万円） ③ 研究開発を推進する研究員の人件費及び採用費（400百万円）
発行時における 支出予定時期	① 2022年12月～2023年12月 ② 2023年1月～2025年12月 ③ 2023年1月～2025年12月
現時点における 充 当 状 況	① 2022年12月から2023年6月にかけて全額充当済み ② 2023年3月から2023年6月にかけてMDL-101のPre-IND及びINDの費用に157百万円を充当済み。 ③ 未充当

（注）第9回新株予約権につきましては、2023年9月27日付で残存する34,700個を当社が買入消却いたしました。

第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）の発行

払 込 期 日	2023年11月30日
調 達 資 金 の 額	総額500,000,000円
転 換 価 額	当初転換価額は136円とします。 (1) 本新株予約権付社債の転換価額は、2023年12月1日に初回の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正されます。本項に基づき転換価額が修正される場合、転換価額は、直前に転換価額が修正された日（当日を含みます。）から起算して3取引日目（以下、本欄において「CB修正日」といいます。）に、当該CB修正日に先立つ3連続取引日の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の

	0.1円未満の端数を切り捨てた額（以下、本欄において「修正後転換価額」といいます。）に修正されます。 (2) 上記(1)にかかわらず、上記(1)に基づく算出の結果、修正後転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、修正後転換価額は下限転換価額とします。
割 当 先	EVO FUND
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	31,577,500 株
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	3,676,440 株（新株予約権 1 個につき 91,911 株） (1) 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が全て当初転換価額である 136 円で転換された場合における交付株式数です。 (2) 上限転換価額はありません。 (3) 下限転換価額は 68 円（以下、本欄において「下限転換価額」といいます。）であり、本新株予約権付社債が全て当該下限転換価額で転換された場合における最大交付株式数は、7,352,920 株（新株予約権 1 個につき 183,823 株）です。
現 時 点 に お け る 転 換 状 況	5,421,457 株
現 時 点 に お け る 調 達 し た 資 金 の 額 （差引手取概算額）	総額 500,000,000 円※2024 年 8 月 21 日付で全て償還済
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	① 自社パイプライン（主に筋疾患領域を対象とした）の研究開発費（人件費を除く）（第 12 回新株予約権と合わせて 1,270 百万円） ② 研究開発を推進する研究員の人件費及び採用費（第 12 回新株予約権と合わせて 286 百万円）
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	① 2023 年 12 月～2025 年 11 月 ② 2023 年 12 月～2025 年 11 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	① 2023 年 12 月から 2024 年 7 月にかけて 500 百万円を充当済み ② 第 12 回新株予約権による調達資金で充当

(注) 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債につきましては、2024 年 8 月 21 日付で全て償還いたしました。

第三者割当による第 12 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行

割 当 日	2023 年 11 月 30 日
発 行 新 株 予 約 権 数	78,248 個
発 行 価 額	総額 5,320,864 円（新株予約権 1 個につき 68 円）
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 （差引手取概算額）	総額 1,056,993,664 円
割 当 先	EVO FUND
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	31,577,500 株
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	7,824,800 株
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	5,757,500 株※2024 年 8 月 21 日付で全部について買入消却済

現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	465,017,064 円
発行時における 当初の資金使途	① 自社パイプライン（主に筋疾患領域を対象とした）の研究開発費 （人件費を除く）（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債と合わせて1,270百万円） ② 研究開発を推進する研究員の人件費及び採用費（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債と合わせて286百万円）
発行時における 支出予定時期	① 2023年12月～2025年11月 ② 2023年12月～2025年11月
現時点における 充 当 状 況	① 2023年12月から2024年7月にかけて220百万円を充当済み ② 2023年12月から2024年7月にかけて245百万円を充当済み

(注) 第12回新株予約権につきましては、2024年8月21日付で全部について買入消却いたしました。

第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）の発行

払 込 期 日	2024年8月23日
調 達 資 金 の 額	総額700,000,000円
転 換 価 額	当初転換価額は93.4円とします。 (1) 本新株予約権付社債の転換価額は、2024年8月26日に初回の修正がされ、以後1取引日が経過する毎に修正されます。本項に基づき転換価額が修正される場合、転換価額は、直前に転換価額が修正された日（当日を含みます。）の翌取引日（以下、本欄において「CB修正日」といいます。）に、当該CB修正日の前取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の92.5%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り捨てた額（以下、本欄において「修正後転換価額」といいます。）に修正されます。 (2) 上記(1)にかかわらず、上記(1)に基づく算出の結果、修正後転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、修正後転換価額は下限転換価額とします。
割 当 先	EVO FUND
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	42,596,457 株
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	7,494,640 株（新株予約権1個につき187,366株） (1) 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が全て当該当初転換価額である93.4円で転換された場合における交付株式数です。 (2) 上限転換価額はありません。 (3) 下限転換価額は50.5円（以下、本欄において「下限転換価額」といいます。）であり、本新株予約権付社債が全て当該下限転換価額で転換された場合における最大交付株式数は、13,861,360株（新株予約権1個につき346,534株）です。
現 時 点 に お け る 転 換 状 況	7,080,241 株
現 時 点 に お け る 調 達 し た 資 金 の 額 (差引手取概算額)	総額700,000,000円※2024年10月10日付で全て転換済

発行時における 当初の資金使途	① 自社パイプライン（主に MDL-101 を対象とした）の研究開発費（人件費を除く）（第 14 回新株予約権及び第 15 回新株予約権と合わせて 2,335 百万円） ② 研究開発を推進する研究員の人件費及び採用費（第 14 回新株予約権及び第 15 回新株予約権と合わせて 700 百万円） ③ 社債償還資金（第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債）（第 14 回新株予約権及び第 15 回新株予約権と合わせて 38 百万円）
発行時における 支出予定時期	① 2024 年 9 月～2027 年 8 月 ② 2024 年 9 月～2027 年 8 月 ③ 2024 年 8 月
現時点における 充 当 状 況	① 2024 年 9 月から 2025 年 6 月にかけて全額充当済み（第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行による調達金額 700 百万円のうち、上記③への充当額 38 百万円を除いた 662 百万円と、第 14 回新株予約権発行による調達資金のうち 76 百万円の計 738 百万円を充当） ② 2024 年 9 月から 2025 年 6 月にかけて第 14 回新株予約権発行による調達資金のうち 266 百万円を充当済み ③ 2024 年 8 月に全額充当済み

（注）第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債につきましては、2024 年 10 月 10 日をもって転換が全て完了いたしました。

第三者割当による第 14 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行

割 当 日	2024 年 8 月 23 日
発行新株予約権数	175,000 個
発行価額	総額 9,485,000 円（新株予約権 1 個につき 54.2 円）
発行時における 調達予定資金の額 （差引手取概算額）	総額 1,612,985,000 円
割 当 先	EVO FUND
募集時における 発行済株式数	42,596,457 株
当該募集による 潜在株式数	17,500,000 株
現時点における 行使状況	17,500,000 株※2024 年 10 月 29 日付で全て行使済
現時点における 調達した資金の額 （差引手取概算額）	1,797,030,600 円
発行時における 当初の資金使途	① 自社パイプライン（主に MDL-101 を対象とした）の研究開発費（人件費を除く）（第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 15 回新株予約権と合わせて 2,335 百万円） ② 研究開発を推進する研究員の人件費及び採用費（第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 15 回新株予約権と合わせて 700 百万円） ③ 社債償還資金（第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債）（第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 15 回新株予約権と合わせて 38 百万円）
発行時における	① 2024 年 9 月～2027 年 8 月

支 出 予 定 時 期	② 2024 年 9 月～2027 年 8 月 ③ 2024 年 8 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	① 2024 年 9 月から 2025 年 6 月にかけて 76 百万円充当済み ② 2024 年 9 月から 2025 年 6 月にかけて 266 百万円充当済み ③ 第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の調達資金にて充当済み

(注) 第 14 回新株予約権につきましては、2024 年 10 月 29 日をもって行使が全て完了いたしました。

第三者割当による第 15 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行

割 当 日	2024 年 8 月 23 日
発行新株予約権数	75,000 個
発 行 価 額	総額 2,662,500 円（新株予約権 1 個につき 35.5 円）
発行時における 調達予定資金の額 （差引手取概算額）	総額 662,997,000 円
割 当 先	EVO FUND
募集時における 発行済株式数	42,596,457 株
当該募集による 潜在株式数	7,500,000 株
現時点における 行 使 状 況	7,500,000 株※2025 年 5 月 20 日付で全て行使済
現時点における 調達した資金の額 （差引手取概算額）	665,659,500 円
発行時における 当 初 の 資 金 使 途	① 自社パイプライン（主に MDL-101 を対象とした）の研究開発費（人件費を除く）（第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 14 回新株予約権と合わせて 2,335 百万円） ② 研究開発を推進する研究員の人件費及び採用費（第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 14 回新株予約権と合わせて 700 百万円） ③ 社債償還資金（第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債）（第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 14 回新株予約権と合わせて 38 百万円）
発行時における 支 出 予 定 時 期	① 2024 年 9 月～2027 年 8 月 ② 2024 年 9 月～2027 年 8 月 ③ 2024 年 8 月
現時点における 充 当 状 況	① 未充当 ② 未充当 ③ 第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の調達資金にて充当済み

(注) 第 15 回新株予約権につきましては、2025 年 5 月 20 日をもって行使が全て完了いたしました。

株式会社モダリス
第 17 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社モダリス第 17 回新株予約権
(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 3,072,000 円(本新株予約権 1 個あたり 16 円)
3. 申込期日 2025 年 8 月 25 日
4. 割当日及び払込期日 2025 年 8 月 25 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 19,200,000 株（本新株予約権 1 個あたり 100 株（以下、「割当株式数」という。））とする。
 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 192,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 16 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初 91 円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 行使価額は、割当日の翌取引日（株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）に初回の修正がなされ、以後 1 取引日が経過する毎に修正が行われる（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。）。本号に基づく修正が行われる場合、初回の修正では、行使価額は、2025 年 8 月 7 日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。2 回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下、「価格算定日」という。）において

取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（終値が存在しない場合、その直前取引日の終値）の 100%に相当する金額（以下、「修正後行使価額」という。）に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。また、いずれかの価格算定日に第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整される。

- (2) 本項第(1)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含む。）から当該株主確定日等（当日を含む。）までの、株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下、「株主確定期間」という。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とする。）及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の 2 取引日後（当日を含む。）の日とし、当該日以降、1 取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。
- (3) 本新株予約権の行使価額の下限（以下、「下限行使価額」という。）は、当初 46 円とする。下限行使価額は第 11 項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、無償割当てによる場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合、及び会社分割、株式交換、合併又は株式交付により当社普通株式を交付する場合又は当社の事後交付型株式報酬制度に基づき当社の取締役に対し当社普通株式を新たに発行し、若しくは当社の保有する当社普通株式を処分する場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをするときは当該割当ての効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価

額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合を除く。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 0.1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
- 12. 本新株予約権の行使期間
2025年8月26日から2026年4月27日までとする。
- 13. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできない。
- 14. 新株予約権の取得事由
当社は、2026年4月27日に、本新株予約権1個あたりの払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。
- 15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- 16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- 17. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

18. 株式の交付方法

19. 行使請求受付場所

20. 払込取扱場所

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

23. 振替機関の名称及び住所

東京都中央区日本橋兜町7番1号

24. その他

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役 CEO に一任する。